

氏名(本籍)	石田清彦(埼玉県)		
学位の種類	法学博士		
学位記番号	博甲第710号		
学位授与年月日	平成2年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当		
審査研究科	社会科学部		
学位論文題目	海上保険契約法における全損制度の概念 ——船舶・貨物を中心として——		
主査	筑波大学教授	三井哲夫	
副査	富山大学教授	島十四郎	
副査	筑波大学助教授	出口正義	
副査	筑波大学教授	阿部徹	

論文の要旨

(1) 本論文は、イギリス法および日本法の海上保険契約法における全損制度の研究である。その目的は、船舶と貨物の全損に焦点を絞った上で、日本法の現状を踏まえその採るべき道を考察し、さらに、イギリス法が抱えている問題を指摘して、日本法にイギリス法的全損制度を導入する場合に、いかなる形で現実全損並びに解釈全損とを受入れることが望ましいかを検討することにある。第一章序論、第二章イギリス法における全損制度、第三章日本法における全損制度、第四章結論から成る。

(2) 第二章では、イギリスにおける全損制度の現状を問題点を指摘しながら明らかにしている。イギリス法で海上保険契約法の根拠法規は1906年イギリス海上保険法(M. I. A.)および判例法などである。

現実全損に関してはM. I. A. 第57条に定義規定があり、また帆船時代からの数多くの判例によって、その範囲はかなり明確にされ、完全な物理的破壊の状態に至っていない場合にまで現実全損が認められている。それは、例えば、船舶においては、難破物となり、修繕というよりも再建というに等しいような場合(Levy and Co. v. The Merchants Marine Ins. Co. (1885) 1 T. L. R. 228, Q. B. D.)であり、また貨物においては、商業上の観点から判断して貨物本来の性質が破壊された場合(Berger and Light Diffusers Pty. Ltd. v. Pollock [1973] 2 Lloyd's Rep. 442, Q. B. D.)である。

解釈全損に関してはM. I. A. 第60条に定義規定が置かれており、現実全損と同様に数多くの判例によって、その範囲は明確にされ、解釈全損の成立範囲と解釈全損が成立せず分損が成立するにすぎない範囲との境界線については特に問題はない。

しかし、イギリス法にも問題が存在しないわけではなく、例えば、現実全損の成否を実際の商業

上の立場を考慮して判断しているために、現代の救助・修繕・修復等の技術の進歩によって、現実全損の成立する範囲が次第に変化しつつあり、解釈全損との境界線が不明確になっているという問題が生じており、新たな現実全損の定義づけが必要であるとの指摘もなされている。

(3) 第三章では、日本法における保険委付制度の現状を問題点を指摘しながら明らかにしている。日本法で海上保険契約法の根拠法規は商法で、保険委付制度に関しては同法第833条から第841条まで、また、その補充修正として昭和8年に実施された船舶保険普通保険約款や平成元年に実施された貨物海上保険普通保険約款などがある。

現実全損については、商法に定義規定がなく、多数説はその成立範囲を保険委付の成立範囲の中を含めるという考え方を採っており、従って、現実全損の成立する範囲については明確な説明がなされておらず、その範囲も狭く解されている。また船舶保険普通保険約款でも商法同様定義規定がないため、その範囲は狭く解されておき、それは全損規定の置かれた貨物海上保険普通保険約款においても第17条を見る限り、同様といえる。

このような日本法での保険委付制度については、商法・約款の規定と実務との乖離が生じている。すなわち委付制度では保険者に移転する保険の目的物には財産的価値があることを前提としている。しかし、今日では船骸や貨物の残存物に付随してその撤去義務や損害賠償責任が発生することが多く、その義務および責任の履行のために多大の支出が強いられる可能性が大きく、そのため、船舶保険普通保険約款第12条では、被保険者が委付をするときすでに発生している債務、または発生が当然予想されうる義務については、保険者は負担しない旨規定され、保険者に保険の目的物の移転に対して拒否権を与えるのと同様の効果を生ぜしめている。従って、事実上、保険委付制度の権利移転の効果は否定されているといっても過言ではない。

しかし、それは船舶保険普通保険約款の規定によるものであって、さらに実務上においては、保険委付の原因となる場合にも全損処理を行っており、その場合には、目的物を代位取得したことによる義務を免れるため、保険者は、義務若しくは責任が発生した場合には被保険者が責任を負うという念書の提出を被保険者から求めているのであり、保険契約当事者の法律関係が不安定であることは否定できない。

(4) 以上をもとに立法論を説く。

まず、日本法における保険委付制度に関しては、船舶保険の実務において有名無実化していることや、貨物海上保険普通保険約款で全損規定がおかれ保険委付の原因が除かれていることを考慮すれば、保険委付制度自体を廃止し、新たに、保険の目的物についての代位の放棄を保険者に認めるというような全損制度を商法上採用することが望ましい（参照、損害保険法制研究会「海上保険契約法改正試案理由書」）。

イギリス法と日本法との現実全損の成立範囲について、定義規定がおかれ広範囲に現実全損を認めているイギリス法と、定義規定が存在しない日本法との間には相違があり、結局、イギリス法の立場が妥当である。また、イギリス法の解釈全損と日本法の保険委付との成立範囲については比較考察の結果、実際の運用面から見ると、大きな相違は見受けられない。

最後に、現実全損および解釈全損の成立する範囲についての立法論がなされる。まず、現実全損の成立する範囲について検討すると、保険の目的物自体の損害について現実全損となる場合については、損害が多様化し、また、技術が進歩した現代においては、それに見合った定義規定、即ち、単に物理的に不可能というだけでなく、解釈全損とは差異を設けながらも実際の商業上の立場を考慮した定義規定が新たに必要であると考え、この点イギリス法を適用したアメリカ合衆国連邦地方裁判所の判決（Edinburgh Assurance Co. v. R. L. Burns Corp., 479 F. Supp.138 (C. D. Cal.1979)）において示された見解、すなわち、保険の目的物自体の損害の場合に、損害を受けた目的物の修繕および再生を必要とする要件によって区別しようとしている見解は、日本における立法の場合にも、重要な意義を有するとする。

また、貨物が災難等によって回収が不可能な場合、並びに、船舶および貨物の狭義の捕獲の場合を現実全損とすべきであるとする。

次に、解釈全損の成立する範囲につき、貨物が盗難等によって喪失してしまった場合や、船舶および貨物が拿捕等にあった場合には、イギリス法のように回収の見込みという曖昧な判断基準を用いるよりも、日本法での戦争船舶保険特別約款第7条や戦争危険担保特別約款（貨物）第5条のように、ある一定期間回収若しくは解放されなかったときに解釈全損が成立すると規定する方が保険契約当事者にとって判断しやすいという面で望ましい、と説いている。

審 査 の 要 旨

(1) 本論文は、目下立法論上議論がなされている海上保険契約法における全損制度に関し、イギリス法・日本法を比較し、現実全損・解釈全損の定義のあるイギリス法の法的構成と、現実全損の定義がなく保険委付の制度をとる日本法との得失を検討し、改正の方向としては、イギリス法のあり方をとるべきであるが、イギリス法にも問題の存在することに注意して導入すべきことを指摘している。

(2) イギリス法の判例、イギリス海上保険法について、丹念・綿密な考察を加え、それを前提として、わが商法上の権利移転の効果を有する保険委付制度が時代とともに実務上有名無実化していること、それは最近の貨物海上保険普通保険約款にも表われていることからみれば保険委付制度自体を廃止すべく、新たに、保険の目的についての代位の放棄を保険者に認めるような全損制度を商法上採用することが望ましいとする。

従来規定のなかった現実全損の定義規定を設けるべく、また解釈全損については船舶保険普通保険約款および貨物海上保険普通保険約款との間に、実際の運用面からは1906年イギリス海上保険法との間に大きな差異は認められない点、ただ立法化に際しては貨物の喪失・船舶の捕獲などの場合に M. I. A. 第60条第2項（i）のように回収の見込みという曖昧な判定基準より一定期間解放されなかったときに解釈全損が成立すると規定すべきであるなどと説いている。

(3) 難を言えば、外国法との比較考察を加える場合、特に保険委付制度の廃止を立法する場合には、

その母法であるフランス法、ないし、わが国がその制度を継受したドイツ法との比較考察も併せてとり上げるべきであろう。この点はさらに従来の研究に期待する。

(4) 総じていえば、商法上現実全損についての定義規定を欠くことから、将来、突っ込んだ議論のなされていない全損制度についての貴重な研究業績であり、かつ、法改正が進行中で、最近の日本海法学会でもシンポジウムのテーマとして採り上げられる予定の問題について時宜を得た研究成果として明確な問題提起の下に多くの新しい示唆を示している点で十分に評価される。

よって、著者は法学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。